十五　削除

十五　広野地区

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼二十三番から二十六番まで、二十八番の一、二十九番、三十番の一、三十六番の一、三十七番から四十三番の一まで、四十三番の十一から四十三番の三十二まで、四十三番の三十六から四十三番の五十九まで、四十三番の六十一から四十三番の六十五まで、四十三番の六十九から四十三番の八十五まで、四十三番の八十七から四十三番の九十一まで、四十三番の九十四から四十三番の百四まで、四十三番の百七、四十三番の百十九から四十三番の百四十九まで、四十四番の四十、五十八番、九十五番から九十七番まで及び百二番、字東原一番の三から一番の九まで、五十一番から五十五番まで、七十三番の二十一から七十三番の四十三まで、七十三番の五十二から七十三番の五十五まで及び七十三番の五十七並びに字東町百七十番の三の区域

［十六　同上］

十七　鹿島臨海地区

［イ　同上］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十四番地四、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十三まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［十八　略］

十九　京葉臨海中部地区

［イ　略］

ロ　千葉県市原市の次の区域

(1)　略

(2)　五井南海岸十九番並びに千種海岸八番一から八番五まで、八番九から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［八　略］

［十六　略］

十七　鹿島臨海地区

［イ　略］

ロ　茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十四番地四、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十四から三千六百七十一番地四十七まで、六千二百二十三番地五十四、六千二百二十三番地五十五（工業専用地域に限る。）、六千二百二十三番地六十から六千二百二十三番地六十二まで並びに六千三百十八番地、奥野谷字浜野六千二百二十三番地六十五、六千二百二十五番地四十、六千二百二十五番地八百二十一、六千二百二十五番地八百三十二及び六千二百二十五番地八百三十三並びに字東和田五千五百八十八番地二、東和田（三十九番地一及び三十九番地二を除く。）並びに東深芝一番地一から一番地七まで、二番地二から二番地二十五まで、三番地一から三番地十一まで、三番地十四から三番地十六まで、四番地一から四番地十まで、五番地から七番地まで、八番地一から八番地五まで、九番地一、九番地二、十番地、十一番地一から十一番地三まで、十二番地、十三番地一から十三番地十まで、十四番地一から十四番地八まで、十五番地、十六番地一から十六番地六まで、十六番地八から十六番地三十三まで、十七番地一から十七番地十八まで、十八番地一、十八番地二、十九番地一から十九番地三まで、二十番地、二十一番地二から二十一番地四まで、二十二番地二、二十二番地三、二十二番地十七から二十二番地二十一まで、二十二番地二十三から二十二番地二十五まで、三十四番地九、三十四番地十、三十四番地十三から三十四番地二十一まで及び三十四番地五十三並びに字高山二千九百八十八番地の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［十八　同上］

十九　京葉臨海中部地区

［イ　同上］

ロ　千葉県市原市の次の区域

(1)　同上

(2)　五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十二まで、八番一から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［八　同上］